

入 札 説 明 書

入札については、入札公告によるほか、この入札説明書により取り扱うものとする。

この公告の業務は、入札を、愛南町電子入札運用基準（工事・業務）（平成26年7月1日制定。以下「運用基準」という。）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）で行う業務である。なお、電子入札システムにより難しい場合は、町長の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。

1 競争入札に付する事項

別添入札公告の入札後審査型一般競争入札公告個別事項（以下「個別事項」という。）の表中「入札に付する事項」に掲げるとおり

2 落札者の決定の方法

共通事項の6に掲げるとおり（くじの詳細については別紙1を参照すること。）

なお、落札者が決定した場合は、原則として全ての入札参加者に対して電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとし、契約締結後、入札情報公開システムにおいて入札結果を公表する。ただし、紙入札方式による入札参加者に対しては次に掲げるところによるものとする。

(1) 紙入札方式による入札参加者が落札者であるとき

当該落札者に対して書面により落札者決定の通知を行う。

(2) 紙入札方式による入札参加者が落札者以外であるとき

入札情報公開システムに入札結果を公表することをもって落札者決定の通知に代える。

3 委託する業務の仕様その他の明細

別途貸与又は閲覧に供する仕様書、図面及び数量計算書（以下「仕様書等」という。）のとおりに

4 開札に立ち会う者に関する事項

電子入札システムによる入札参加者で立会いを希望する者は、開札に立ち会うことができるものとする。また、やむを得ず紙入札方式による参加者は、開札に立ち会うものとする。ただし、当該紙入札方式による参加者が開札に立ち会わない場合においても開札するものとする。

5 電子入札等に関する事項

(1) この公告の業務は、原則として、入札参加資格確認申請、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う業務である。

(2) 紙入札方式による場合

入札参加者にやむを得ない事由（運用基準2-1に定めるものに限る。）があると認められる場合に限り、紙入札方式によることができる。当初から紙入札方式を希望する者は、個別事項の表中「入札期間」に掲げる期間内の受付時間中（休日（愛南町の休日を定める条例（平成16年愛南町条例第4号）第1条に規定する町の休日をいう。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）（以下「紙入札書等提出期間」という。）に、愛南町役場企画財政課へ持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるもののうち配達記録が残るもので期限の最終日の午後5時までに到

着したものに限る。以下同じ。)により提出すること。

(3) (2)により紙入札方式での入札参加を認めた者については、当該入札に限り、紙入札方式から電子入札への再度の移行は認めない。

(4) 6 (1)及び6 (6)イに掲げる書類(以下「添付書類」という。)は、個別事項の表中「入札期間」に掲げる期間内に、電子入札における入札書に添付して提出すること。

ただし、当該添付書類の容量が合計で3メガバイトを超える場合は、添付書類に係る紙媒体又は電子媒体(別途指定するものを除き、書き換えのできないものに限る。)を、紙入札書等提出期間に、持参又は郵送等により愛南町役場企画財政課へ提出するとともに、運用基準5-3に定める提出書類通知書を電子入札における入札書に添付して提出すること。この場合、業務費内訳書は、二重封筒とし、表封筒に業務費内訳書在中の旨を朱書し、中封筒に業務費内訳書を入れ、その表に入札件名を表示し、密封したものを提出すること。

また、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、入札書及び当該添付書類を、紙入札書等提出期間に、持参又は郵送等により愛南町役場企画財政課へ提出すること。この場合、入札書及び業務費内訳書は、二重封筒とし、表封筒に入札書及び業務費内訳書在中の旨を朱書し、それぞれ別の中封筒に入れ、それぞれの表に入札件名及び「入札書」又は「業務費内訳書」を表示し、密封したものを提出すること。

6 その他必要な事項

(1) 事前確認資料の提出

事前確認には以下の書類を提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 入札参加資格確認資料

(2) 入札に参加しようとする者の間の資本関係又は人的関係に係る入札参加制限

共通事項の2 (4)に掲げる入札参加資格により、入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合、当該関係がある者が行った入札は無効とする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)又は子会社的一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下「再生手続が存続中の会社」という。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)である場合は除く。

① 親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社的一方が再生手続が存続中の会社又は更生会社である場合は除く。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 仕様書等の貸与及び閲覧

ア 仕様書等は、個別事項の表中「仕様書等の貸与期間」に掲げる期間に、様式第1号「設計図書閲覧（貸出）申請書」を個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所にした者に対して、上記の期間内において、原則として、3日間に限り貸与する。なお、閲覧についても上記の場所で実施する。

イ 上記アの3日間は、貸与した日を初日として計算し、休日を含まない。

ウ 入札情報公開システムにより閲覧に供する仕様書等を閲覧する場合においては、様式第1号「設計図書閲覧（貸出）申請書」の提出は不要である。

(4) 入札説明書についての質問

ア 入札説明書についての質問は、電子入札システムによるほか、質問事項を記載した書面を持参又は郵送等により提出することができる。なお、質問事項には入札参加者名が特定できる内容を記載しないこと。

イ 入札説明書についての質問を持参又は郵送等により提出する場合は、個別事項の表中「入札説明書についての質問提出期間」に掲げる期間内の受付時間中に、個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所へ提出すること。

ウ 入札説明書についての質問に対する回答は、愛南町ホームページに掲載することにより行う。

(5) 入札方法

ア やむを得ず紙入札方式による場合、入札書の様式は様式第2号のとおりとする。この場合、必ず電子くじ入力番号（任意の3桁の数字）を記載すること。

イ 入札書の提出に際し、業務費内訳書の取扱いについて（別紙2）をよく読むとともに、入札書に記載される金額に対応し、業務区分及び業務種目ごとに金額を記載した業務費内訳書を添付すること。

ウ 愛南町建設業務等電子入札心得及び運用基準を遵守すること。

(6) 開札後の追加資料の提出

共通事項の6(1)に掲げるとおり

(7) 契約書

この業務の委託契約に使用する業務委託契約書は、個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所で閲覧に供する。

(8) 支払条件

個別事項の表中「支払条件」に掲げるとおり

(9) その他

ア 落札決定後、委託契約の締結までの間に、当該業者が共通事項の2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは受注者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。

イ 本入札は別添入札公告に掲げるとおり入札後審査型一般競争入札方式により実施するので、共通事項の3に掲げる事前確認の結果、入札参加資格がないと認められた者については、当該業者が提出した入札書は無効とし、開札しない。

- ウ 本説明書の別紙及び様式については、愛南町ホームページに掲載する。
- エ 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。